

京都市職員特殊勤務手当支給規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第207号

京都市職員特殊勤務手当支給規則等の一部を改正する規則

(京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第1条 京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第2条の表事業用電気工作物保安監督等手当の款中「埋立事業管理事務所若しくは魚アラリサイクルセンター」を「若しくは埋立事業管理事務所」に改め、同表特殊現場作業手当の款まち美化事務所に勤務する職員の項中

不法投棄等に係る廃棄物の収集の業務に従事したとき。	日額	300円
大型車両の運転の業務に従事したとき。	日額	400円
作業ピット内等における自動車等の整備又は修理の業務に従事したとき。	日額	300円(車両管理者にあつては、400円)

を

不法投棄等に係る廃棄物の収集の業務に従事したとき。	日額	300円
---------------------------	----	------

に改め、同款適正処理施設

部施設整備課に勤務する職員の項及び魚アラリサイクルセンターに勤務する職員(条例別表第1の6の給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))を除く。)の項を削る。

第3条の表賦課徴収業務手当の款及び変則勤務手当の款を次のように改める。

賦課徴収業務手当	税務部に勤務する職員	市税の賦課、徴収、収納等の業務に従事したとき。	日額400円(専ら市税の滞納整理業務に従事する職員が当該業務に従事したとき及び当該職員以外の職員が当該業務と同
----------	------------	-------------------------	---

		等の困難性があると 所属長が特に認める 折衝業務に従事した ときにあつては、60 0円)
--	--	--

第6条の表事業用電気工作物保安監督等手当の款を削る。

第7条の表特殊現場作業手当の款から変則勤務手当の款までを次のように改める。

特殊現場 作業手当	中央卸売市場第 二市場に勤務す る職員	冷蔵庫内における食肉の売 買指導業務に従事したと き。	日額 300円
		市場内における解体作業、 検査等に関する連絡調整又 は施設内の安全管理の業務 に従事したとき。	日額 200円

第8条の表保健医療業務手当の款保健衛生推進室生活衛生課に勤務する職員の項中

機械炉の保守管理業務に従 事したとき。	日額 900円
へい獣処理又は構内清掃の 業務に従事したとき。	日額 300円
納棺又は収骨に係る連絡調 整業務その他の葬送関連業 務に従事したとき。	日額 300円

を

へい獣処理又は構内清掃の 業務に従事したとき。	日額 300円
----------------------------	---------

に改め、同表社会福祉業務

手当の款保育所（細野保育所を含む。以下同じ。）に勤務する保育士の項中「保育所」
を「子育て支援部保育課に勤務する保育士（専ら保育所の廃止に伴う引継ぎに係る業務
に従事するものに限る。）又は保育所」に改め、「以下同じ。」を削り、「保育士」の右に

「(以下「保育所等勤務保育士」という。)」を、「とき」の右に「(保育所の廃止に伴う引継ぎに係る業務において従事したときを含む。)」を加え、同表変則勤務手当の款保育所に勤務する保育士の項中「保育所に勤務する保育士」を「保育所等勤務保育士」に改める。

第10条の表特殊現場作業手当の款土木管理部自転車政策課、土木事務所又はみどり管理事務所に勤務する職員の項中「土木管理部自転車政策課」を「自転車政策推進室」に改め、同表用地交渉等手当の款都市整備部整備推進課、南部区画整理事務所又は事業推進室に勤務する職員の項中「都市整備部整備推進課、南部区画整理事務所又は事業推進室」を「道路建設部用地課、都市整備部整備推進課又は南部区画整理事務所」に改める。

第13条中「第7条の2第1号」を「第7条の3第1号」に改める。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

(京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則(平成25年3月29日京都市規則第73号)の一部を次のように改正する。

附則第2項各号列記以外の部分中「及び魚アラルサイクルセンター(以下「クリーンセンター等」という。)」を削り、「クリーンセンター等に」を「クリーンセンターに」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 施行日以後において、クリーンセンターに勤務し、機械炉操作、クリーンセンター構内管理、破砕機操作、ごみ等の計量、自動車による残灰等の運搬又は大型車両の運転等の業務に従事したこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(動物取扱作業手当に係る経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き、中央卸売市場第二市場に勤務し、かつ、京都市職員給与条例別表第1の6の給料表の適用を受ける職員が、施行日以後において、動物解体機械等の操作業務に従事したときは、施行日から平成27年3月31日までの間にあつては日額500円を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては日額250円を、動物取扱作業手当として支給する。

(保健医療業務手当に係る経過措置)

3. 施行日の前日から引き続き、保健衛生推進室生活衛生課に勤務し、かつ、京都市職員給与条例別表第1の6の給料表の適用を受ける職員が、施行日以後において、機械炉の保守管理業務に従事したときは、施行日から平成27年3月31日までの間にあっては日額600円を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては日額300円を、保健医療業務手当として支給する。

(行財政局人事部給与課)